

入札説明書

名古屋工業大学（御器所）体育館空調設備改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 2026年1月14日(水)

2 契約担当等

国立大学法人名古屋工業大学 契約担当役 宮川 勉

3 工事概要等

(1) 工事名 名古屋工業大学（御器所）体育館空調設備改修工事

(2) 工事場所 名古屋市昭和区御器所町（御器所団地構内）

(3) 工事内容 別冊図面及び現場説明書のとおり。

(4) 工期 契約締結日の翌日から 2026年10月23日(金)まで

(5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

(6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事においては、資料等の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、関連する電気設備工事は別途発注される予定である。

(8) 本工事においては、主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例を認め、その取扱いは別紙による。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札時において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和7、8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の等級）がA又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 以下6(3)に掲げる総合評価の評価基準において欠格に該当しないこと。

(5) 2010年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

・ 建物用途：研究施設、学校施設、宿舎、図書館、病院又は事務所

・ 規模：改修面積が800m²以上

・ 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

・ 工事内容：空調設備の新設又は改修工事（当該工事を含めた新設・全面改修工事も可）

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は、監理技術者を専任特例2号と読み替えて適用し、建設業法第26条第3項第

2号による監理技術者の職務を補佐するもの（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置しなければならない。

① ~~主任技術者にあっては、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。~~

- ・ 1級管工事施工管理技士
- ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」（平成30年度以前の技術士試験においては「熱工学」又は「流体工学」）とするものに限る。）とするものに合格した者）
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

監理技術者にあっては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。

- ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」（平成30年度以前の技術士試験においては「熱工学」又は「流体工学」）とするものに限る。）とするものに合格した者）
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

監理技術者補佐にあっては、1級管工事施工管理技士補又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。

- ・ 1級管工事施工管理技士
- ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」（平成30年度以前の技術士試験においては「熱工学」又は「流体工学」）とするものに限る。）とするものに合格した者）
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 配置予定の主任技術者又は監理技術者が2010年度以降に、上記（5）に掲げる工事の経験を有すること。

経常建設共同企業体にあっては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料（事業所名の記載がある健康保険証の写（被保険者等の記号・番号にマスキングを施すこと）等）を添付すること。なお、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 経常建設共同企業体にあっては、代表者以外の構成員については、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（7）申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく東海・北陸地域を含む指名停止を受けていないこと。

（8）~~上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。~~

（9）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は

②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 愛知県、岐阜県又は三重県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

—○○○○

(2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし（イ）については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

~~設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。~~

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」並びに「価格」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、（2）（3）によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - （イ） 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - （ロ） 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高25点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、以下（3）の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}}$$

(3) 評価項目

評価項目は別表のとおりとする。

別表 建設工事における総合評価落札方式（実績評価型）適用項目及び配点

項目	細目	評価基準	配点	
①企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事の実績あり ・その他の発注者による同種工事の実績あり ・同種工事の実績なし 	5点
		工事成績	<ul style="list-style-type: none"> ・83点以上 ・81点以上 83点未満 ・78点以上 81点未満 ・75点以上 78点未満 ・73点以上 75点未満 ・73点未満（実績なしを含む） ・各年度（過去2年度）の平均点が2年連続で65点未満 	5点 4点 3点 2点 1点 0点 欠格
		工事成績	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に係わる重大な問題が発生した事例がある。 	欠格
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	<ul style="list-style-type: none"> ・国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり ・上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり ・主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり ・経験なし 	5点 3点 1点 欠格
		工事成績	<ul style="list-style-type: none"> ・83点以上 ・82点以上 83点未満 ・81点以上 82点未満 ・80点以上 81点未満 ・79点以上 80点未満 ・78点以上 79点未満 ・77点以上 78点未満 ・76点以上 77点未満 ・75点以上 76点未満 ・73点以上 75点未満 ・73点未満（実績なしを含む） ・65点未満 	5点 4.5点 4点 3.5点 3点 2.5点 2点 1.5点 1点 0.5点 0点 欠格
		工事成績		
②企業の信頼性・社会性	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不誠実な行為	<ul style="list-style-type: none"> ・あり 当該区域において、営業停止・指名停止が2週間～1ヶ月 →期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 当該区域において、営業停止・指名停止が1ヶ月～2ヶ月 →期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 当該区域において、営業停止・指名停止が2ヶ月～3ヶ月 →期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 当該区域において、営業停止・指名停止が3ヶ月以上 →期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 ・なし 	-2点
	地域精通度	地理的条件 (緊急時の施工体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事施工地域（愛知県内）に技術者・資機材等の拠点あり ・当該工事施工地域（愛知県内）に技術者・資機材等の拠点なし 	3点 0点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・あり：ワーク・ライフ・バランス等の取組に関するいざれかの認定がある。 ・なし：ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定がない。 	2点 0点
		合計		25点

7 担当部局

〒466-8555 名古屋市昭和区御器所町
国立大学法人名古屋工業大学施設企画課企画係
052-735-5053
sisetu@adm.nitech.ac.jp

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、資料作成のための別記様式は電子入札システムにより交付する。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期限：2026年1月26日(月)12時00分まで
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）により行うものとする。

また、委任状は原本を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）により提出するものとする。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び③の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、2010年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 工事成績

別紙の工事成績相互利用登録機関

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html) が発注したもので、2023年度及び2024年度に完成した管工事における工事成績評定の通知書を提出すると共に工事成績評定の平均点を算出し別記様式3に記載すること。経常建設共同企業体については、経常建設共同企業体及びその構成員ごとに当該実績を記載すること。

③ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式4に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。ただし、上記6(3)における「配置予定技術者の能力」の評価は、最も点数が低い候補者で行う。経常建設共同企業体については、経常建設共同企業体及びその構成員ごとに配置予定の技術者を記載すること。構成員について、配置予定の技術者の工事経験は問わない。「配置予定技術者の能力」のうち「工事成績」は2021年度から2024年度に完成した工事で、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。

なお、配置予定の技術者が別紙「本工事における主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例の取扱いについて」に記載の監理技術者の場合は、前述の「申請時における他工事の従事状況等」を「他工事の従事状況等」と読み替えて当該他工事の詳細を記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止を行うことがある。

④ 事故及び不誠実な行為

文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく東海・北陸地域を含む指名停止を受けたもの又は国土交通省等から愛知県を区域に含む営業停止を受けたもので、当該指名停止又は営業停止の期間終了後 6 ヶ月以内に入札執行日が該当するものを全て別記様式 5 に記載すること。経常建設共同企業体については、経常建設共同企業体及び全ての構成員について記載すること。

⑤ 地理的条件

愛知県、岐阜県又は三重県内に所在する本店、支店及び技術者・資機材等の拠点を別記様式 6 に記載すること。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況を別記様式 7 に記載すること。

⑦ 入札手続きに係る担当者連絡先

本入札において、申請書の内容について確認ができる者及び電子入札時における担当者の氏名及び連絡先を別記様式 8 に記載すること。

⑧ 契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績及び③の同種の工事の施工経験として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。平面図は、施工した箇所をマーカー等で色付けすること。

また、③に記載した配置予定の技術者の資格を確認できる資格者証等、直接的かつ恒常的な雇用関係を明示した保険証等の写し及び④に記載した指名停止又は営業停止に係る通知書の写し並びに⑥に記載した認定に係る認定通知書等の写しを提出すること。

（4）競争参加資格確認資料のヒアリング

~~競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。~~

① 日 時：○○年○月○日（○）から○○年○月○日（○）まで

② 場 所：上記 7 に同じ。

③ その他のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できるものとする。

（5）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は 2026 年 1 月 30 日（金）14 時 00 分までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

（6）その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 7 に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：2026年2月6日(金)まで
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。
- (2) 国立大学法人名古屋工業大学契約担当役は、説明を求められたときは、2026年2月16日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 図面及び現場説明書の交付

- (1) 入札説明書のうち、図面及び現場説明書は以下により交付する。
- ① 交付方法：図面及び現場説明書は電子メールにより上記7に申請して入手するものとする。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書のうち、入札に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：2026年1月15日(木)から2026年1月30日(金)11時00分まで
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：電子メールにより提出するものとする。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、2026年2月4日(水)11時00分までに、質問の有無にかかわらず、図面交付を申請した者に対して電子メールにて回答する。
- (3) この入札説明書のうち、図面及び現場説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：上記(1)①に同じ。
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：電子メールにより提出するものとする。
- (4) 上記(3)の質問に対する回答は、上記(2)に掲げる日までに、質問の有無にかかわらず、図面交付を申請した者に対して電子メールにて回答する。

12 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：2026年2月9日(月)12時00分まで
- (2) 入札場所：電子入札システム
- (3) 開札日時：2026年2月10日(火)10時00分
- (4) 開札場所：入札場所に同じ
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

13 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役の承諾を得た場合は、持参すること。郵送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（銀行、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）

15 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（PDF 形式）の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費も明示すること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）。
- (3) 提出された工事費内訳書については、契約担当者（その補助を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合については、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

別表 工事費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合 (電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の金額が入札金額と異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

16 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなつた場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

17 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び国立大学法人名古屋工業大学競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行つた者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であつても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

~~また、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受ける入札者が提出期限までに別添「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、国立大学法人名古屋工業大学競争加入者心得に違反するものとして、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。~~

18 落札者の決定方法

国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則に基づく価格（最低基準価格）を下回る場合は、同規則の調査（低入札価格調査）を行うものとする。調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等を速やかに提出するものとする。調査中に履行不可能の申し出があった場合においては、指名停止を行うものとする。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間を延伸することがある。

19 最低基準価格を下回った場合の措置

低入札価格調査最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

~~なお、低入札価格調査最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%，共通仮設費については70%，現場管理費については70%，一般管理費等については30%のいずれかに該当。）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。~~

~~また、特別重点調査においては、低入札価格調査最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。~~

~~特別重点調査の詳細については、別添「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。~~

20 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4 (6) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

22 支払条件

請負代金は、請求に基づき 3 回以内に支払うものとする。

23 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

24 非落札理由の説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日を除く。）以内に国立大学法人名古屋工業大学契約担当役に対して非落札理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期間：2026 年 2 月 12 日（木）から 2026 年 2 月 18 日（水）まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までに行うこと。
- ② 提出先：上記 7 に同じ。
- ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。必着。）することにより提出するものとする。

25 再苦情申立て

国立大学法人名古屋工業大学契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服のある者は、上記 9 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日を除く。）以内の書面により国立大学法人名古屋工業大学契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間：2026 年 2 月 17 日（火）から 2026 年 2 月 26 日（木）まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までに行うこと。
- ② 提出先：上記 7 に同じ。
- ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。必着。）することにより提出するものとする。

26 関連情報を入手するための照会窓口

上記 7 に同じ。

27 手続における交渉の有無

無。

28 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

29 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、国立大学法人名古屋工業大学競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、国立大学法人名古屋工業大学競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

- (4) 落札者は、上記8(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、上記10の交付方法により交付する。見積を行うために必要な図面及び現場説明書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
- この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。
- なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
- また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間：2026年1月15日(木)から2026年1月30日(金)11時00分（必着）まで。~~持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分までに行うこと。~~
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：電子メールにより提出するものとする。電子入札システムによる提出は認めない。
- ④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、2026年2月4日(水)11時00分までに、質問の有無にかかわらず、図面交付を申請した者に対して電子メールにて回答する。
- ~~(6) 上記19に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第3項及び第8項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第35第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。~~

工事請負契約書(案)

工 事 名 名古屋工業大学(御器所)体育館空調設備改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

発注者 国立大学法人名古屋工業大学 契約担当役 宮川 勉 と、受注者 [商号名] [役職名] [代表者名] 代理人 [商号名] [役職名] [氏名]との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は、名古屋市昭和区御器所町 名古屋工業大学御器所団地構内において施工するものとする。

第3条 着工時期は、[契約締結日の翌日]とする。

第4条 完成期限は、2026年10月23日とする。

第5条 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求書に基づき[3回以内]で支払うものとする。

第8条 請負代金のうち、10分の4以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払は、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内に支払うものとする。

第9条 請負代金のうち、10分の2以内の額を中間前払金として前払いするものとする。この支払は、前条の前払金の支払を受けた後、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内に支払うものとする。

第10条 請負代金のうち、前払金(中間前払金を含む。)を除く請負代金の支払いは、請求書を受理した月の翌月末までに支払うものとする。

第11条 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)の請求書は、国立大学法人名古屋工業大学施設企画課に送付するものとする。

第12条 完成通知書は、国立大学法人名古屋工業大学施設企画課に送付するものとする。

第13条 解体工事に要する費用については、別添のとおりとする。

第14条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人

である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

第15条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人名古屋工業大学工事請負契約基準によるものとする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年 月 日

発注者

名古屋市昭和区御器所町字木市29番
国立大学法人名古屋工業大学
契約担当役 宮川 勉

受注者

[住所]
[商号名]
[役職名・代表者名]

代理人

[住所]
[商号名]
[役職名・氏名]

(別紙)
工事成績相互利用登録機関（令和6年2月29日現在）

■ 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理局（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） " " 予算課（H27.10.1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局（営繕部及び営繕事務所）及び北海道開発局営繕部 航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

本工事における主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例の取扱いについて

建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例1号」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は、専任特例1号は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- エ) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。
- オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。
- イ) 当該建設業者の名称及び所在地
- ロ) 主任技術者又は監理技術者の氏名
- ハ) 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- ニ) 各建設工事に係る次の事項
1. 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 2. 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
 3. 当該建設工事の請負代金の額
 4. 工事現場間の移動時間
 5. 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験
 6. 施工体制を把握するための情報通信技術
 7. 現場状況を把握するための情報通信機器
- キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な

情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- ク) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ)～キ)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア)～ク)の事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）
- オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は名古屋市地域内の工事でなければならない。
- カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

このほか、本学の同一団地における契約工期の重複する以下の発注工事に対しては、同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると認められることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等の配置を認める。ただし、兼務する建設工事の数は、2を超えないものとする。なお、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る下請金額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合は、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

- ・名古屋工業大学19号館空調設備改修工事（Ⅲ期）
- ・名古屋工業大学（御器所）56号館空調・実験冷却水系統チラー等更新工事
- ・名古屋工業大学（御器所他）構内排水設備等改修工事

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同規則の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じた額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則に基づき調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9) の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

4 ~~低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。~~

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

~~なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその 10 分の 1 を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の 10 分の 1 を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。~~

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。

5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。

- (1) 当該価格で入札した理由 (様式 1)
- (2) 積算内訳書 (様式 2-1, 様式 2-2, 様式 2-3, 様式 3)
- (3) 下請予定業者等一覧表 (様式 4)
- (4) 配置予定技術者名簿 (様式 5)
- (5) 手持ち工事の状況 (様式 6-1, 様式 6-2)
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (様式 7)
- (7) 手持ち資材の状況 (様式 8-1)
- (8) 資材購入予定先一覧 (様式 8-2)
- (9) 手持ち機械の状況 (様式 9-1)
- (10) 機械リース元一覧 (様式 9-2)
- (11) 勤務者の確保計画 (様式 10-1)
- (12) 工種別勤務者配置計画 (様式 10-2)
- (13) 建設副産物の搬出地 (様式 11)
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式 12)
- (15) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式 13-1)
- (16) 品質確保体制 (品質管理計画書) (様式 13-2)
- (17) 品質確保体制 (出来形管理計画書) (様式 13-3)
- (18) 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等) (様式 14-1)
- (19) 安全衛生管理体制 (点検計画) (様式 14-2)
- (20) 安全衛生管理体制 (仮設設置計画) (様式 14-3)
- (21) 安全衛生管理体制 (交通誘導員設置計画) (様式 14-4)
- (22) 誓約書 (様式 15)
- (23) 施工体制台帳 (様式 16)
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 (様式 17)

6 必要に応じ、5以外の説明資料の提出を求めることがある。

7 特別重点調査の対象者は、5及び6の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 5の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

9 5の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 5及び6の資料を期限までに提出しない場合又は9の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争入札者心得の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、請負者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。)別表第二第15号に該当することがある。

- 12 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなつた場合又は13に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 13 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 14 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。
- また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。
- 15 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第3項及び第8項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第35第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。
- 16 特別重点調査の結果は、公表することがある。